

## 鹿 児 島 県 公 報

令 和 2 年 3 月 31 日 ( 火 ) 第 93 号 の 18



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 公 安 委 員 会 規 則

- 鹿 児 島 県 警 察 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 等 に 関 す る 規 則 (※) (警務課取扱い) 1
- 警 察 本 部 告 示
- 会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 に つ い て 任 命 権 者 が 別 に 定 め る 行 政 職 給 料 表 の 適 用 範 囲 等 (※) (警務課取扱い) 4

## 公 安 委 員 会 規 則

鹿 児 島 県 警 察 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 等 に 関 す る 規 則 を 次 の よ う に 制 定 す る。

令 和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 委 員 長 鑓 野 孝 清

## 鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 5 号

鹿 児 島 県 警 察 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与 等 に 関 す る 規 則

(目的)

第 1 条 この規則は、鹿 児 島 県 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与、旅 費 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例 (平 成 31 年 鹿 児 島 県 条 例 第 16 号。以 下「条 例」とい う。)の 規 定 に 基 づ き、警 察 本 部 長 が 任 命 す る 会 計 年 度 任 用 職 員 (以 下「会 計 年 度 任 用 職 員」とい う。)の 給 与 等 に 関 す る 事 項 を 定 め る こ と を 目 的 と す る。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の定義は、条例において使用する用語の例による。

(経験年数の起算及び換算)

第 3 条 フルタイム会計年度任用職員の経験年数は、次の各号に掲げる適用給料表の種類に応じて、当該各号に定める学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

- (1) 鹿 児 島 県 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 (昭 和 26 年 鹿 児 島 県 条 例 第 13 号。以 下「職 員 給 与 条 例」とい う。)第 4 条 第 1 項 に 掲 げ る 行 政 職 給 料 表、医 療 職 給 料 表 (一)、医 療 職 給 料 表 (二) 及 び 医 療 職 給 料 表 (三) (備 考 を 除 く。) 高 校 卒

- (2) 職 員 給 与 条 例 附 則 第 8 項 に 規 定 す る 者 に 適 用 さ れ る 給 料 表 中 学 卒

2 前 項 の 規 定 に よ る 経 験 年 数 の う ち、フ ル タ イ ム 会 計 年 度 任 用 職 員 と し て 同 種 の 職 務 に 在 職 し た 年 数 以 外 の 年 数 に つ い て は、別 表 に 定 め る 経 験 年 数 換 算 表 に 定 め る と ころ に よ り フ ル タ イ ム 会 計 年 度 任 用 職 員 と し て 同 種 の 職 務 に 在 職 し た 年 数 に 換 算 す る こ と が で き る。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第 4 条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、前条第 1 項各号に定める学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものの号給は、条例第 5 条第 1 項の規定により決定する職務の級の初号給の号数に、鹿 児 島 県 地 方 警 察 職 員 の 初 任 給、昇 格、昇 給 等 に 関 す る 規 則 (平 成 3 年 鹿 児 島 県 公 安 委 員 会 規 則 第 15 号。以 下「初 任 給 規 則」とい う。)第 12 条 第 1 項 の 表 の 左 欄 に 掲 げ る そ の 者 の 有 す る 学 歴 免 許 等 の 資 格 の 属 す る 初 任 給 規 則 別 表 第 3 に 定 め る 学 歴 免 許 等 資 格 区 分 表 に 定 め る 学 歴 免 許 等 の 区 分 に 応 じ て 同 項 の 表 の 右 欄 に 定 め る 数 か ら 同 表 の 左 欄 及 び 中 欄 に 掲 げ る そ の 者 に 適 用 さ れ る 前 条 第 1 項 各 号 に 定 め る

学歴免許等の資格に応じて同表の右欄に定める数を減じた数に 4 を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(経験年数を有する者の号給)

第 5 条 フルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号給は、条例第 5 条第 1 項の規定により決定された職務の級の初号給の号数に、当該経験年数の月数を 12 月 (その者の経験年数のうち 5 年を超える経験年数 (職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって警察本部長が人事委員会と協議して定めるものに従事した期間のあるフルタイム会計年度任用職員の経験年数のうち部内の他のフルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して警察本部長が相当と認める年数を除く。) の月数にあつては、18 月) で除した数 (1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数) に 4 を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬の支給割合)

第 6 条 条例第 10 条の任命権者が人事委員会と協議して定める割合は、100 分の 125 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 150) とする。

(パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬の支給割合)

第 7 条 条例第 10 条の 3 の任命権者が人事委員会と協議して定める割合は、100 分の 135 とする。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬)

第 8 条 条例第 11 条の特殊勤務手当に相当する報酬は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務であると認められるもので、警察本部長が人事委員会と協議して定める勤務に従事するパートタイム会計年度任用職員に支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例 (昭和 35 年鹿児島県条例第 47 号) の適用を受ける職員の例により算定した額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当に係る 1 週間当たりの勤務時間の算出方法)

第 9 条 条例第 12 条第 1 項第 2 号の任命権者が人事委員会と協議して定める方法は、任期に割り振ることとされている正規の勤務時間の合計時間数を任期の総日数で除して得た数に 7 を乗じるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額)

第 10 条 条例第 12 条第 3 項の人事委員会と協議して定める方法は、次の各号に掲げる報酬の支給単位に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 日額

ア 各月ごとの勤務日数が一定の場合 1 月当たりの勤務日数に基準日における報酬の日額を乗じる。

イ アに規定するもののほか、任用時点で任期中の勤務日の割り振りが可能な場合 任期において割り振られた勤務日の日数の合計を当該任期の月数で除して得た日数 (1 日未満の端数があるときは、小数点以下第 2 位を四捨五入する。) に基準日における報酬の日額を乗じ、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 基準日前 6 箇月以内の任期において割り振られた勤務日の日数の合計を当該任期の月数で除して得た日数 (1 日未満の端数があるときは、小数点以下第 2 位を四捨五入する。) に基準日における報酬の日額を乗じ、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

(2) 月額 基準日における報酬の月額とする。

(3) 時間額 基準日前 6 箇月以内の任期において割り振られた勤務時間の合計を当該任期の月数で除した時間 (1 時間未満の端数があるときは、30 分以上の端数は 1 時間に切り上げ、30 分未満の端数は切り捨てる。) に基準日における報酬の時間額を乗じる。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当の特例)

第 11 条 パートタイム会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間 (条例第 12 条第 4 項の規定により職員給与条例第 2 条に規定する職員の例によることとされる鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例 (昭和 26 年鹿児島県条例第 69 号。以下「期末手当支給条例」という。) 第 3 条第 1 項に規定する在職期間をいう。) には、基準日以前 6 箇月以内の期間において、次に掲げる期間を算入する。

- (1) 会計年度任用職員として在職した期間
- (2) 職員給与条例第 2 条に規定する職員，鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和 27 年鹿児島県条例第 29 号）第 2 条第 1 項に規定する学校職員，鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和 29 年鹿児島県条例第 33 号）第 1 条に規定する地方警察職員，鹿児島県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 45 年鹿児島県条例第 10 号）第 1 条に規定する企業職員又は鹿児島県立病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 18 年鹿児島県条例第 32 号）第 1 条に規定する病院事業職員として在職した期間（警察本部長が人事委員会と協議して定める場合に係る当該期間を除く。）
- 2 前項の期間の算定に当たっては，次に掲げる期間を除算する。
- (1) 期末手当支給条例第 1 条第 1 項第 1 号ウに掲げる職員として在職した期間については，その全期間
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条の規定により育児休業をしているパートタイム会計年度任用職員（同条第 1 項の承認を受けた育児休業の期間（当該期間が 2 以上あるときは，それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である者を除く。）として在職した期間については，その 2 分の 1 の期間
- (3) 休職にされていた期間については，その 2 分の 1 の期間
- 3 パートタイム会計年度任用職員が基準日前 1 箇月以内に退職した場合において，条例第 12 条第 1 項各号に該当するときは，同条第 4 項の規定により職員給与条例第 2 条に規定する職員の例によることとされる期末手当支給条例第 1 条の規定の適用については，同条第 1 項第 2 号ウ中「者」とあるのは「者（当該基準日に係る期末手当が支給される者に限る。）」とする。

（雑則）

第 12 条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には，別に警察本部長が人事委員会と協議して定めるところにより，又はあらかじめ人事委員会の承認を得て，別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

経 験 年 数 換 算 表

経	歴	換	算	率
国家公務員，地方公務員又は旧公共企業体，政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	同種の職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$		
	類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$	以下	
	その他の期間	$\frac{80}{100}$	以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は $\frac{100}{100}$ 以下）	
国，地方公共団体，旧公共企業体，政府関係機関又は外国政府の非常勤職員としての在職期間	同種の職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$		
	類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$	以下	
	その他の期間	$\frac{80}{100}$	以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は $\frac{100}{100}$ 以下）	
民間における企業体，	その経験が直接役立つ	100		

団体等の職員としての 在職期間	と認められる職務に従 事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期 間（正規の修学年数内の期間に限る。）		$\frac{100}{100}$ 以下
その他の期間	教育、医療に関する職 務等特殊の知識、技術 又は経験を必要とする 職務に従事した期間で、 その職務についての経 験が会計年度任用職員 としての職務に直接役 立つと認められるもの	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{25}{100}$ 以下（部内の他の職員との均 衡を著しく失う場合は $\frac{50}{100}$ 以 下）

## 警 察 本 部 告 示

## 鹿 児 島 県 警 察 本 部 告 示 第 2 号

鹿 児 島 県 会 計 年 度 任 用 職 員 の 給 与、 旅 費 及 び 費 用 弁 償 に 関 す る 条 例（平成31年鹿 児 島 県 条 例 第 16 号。以下「条 例」という。）第 4 条 に 規 定 す る 任 命 権 者 が 別 に 定 め る 行 政 職 給 料 表 の 適 用 範 囲、 条 例 第 5 条 第 3 項 に 規 定 す る 各 職 ご と の 職 務 の 級 の 上 限 及 び 上 位 の 号 給 の 上 限 は、 次 の 表 の と お り と し、 令 和 2 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

令 和 2 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 警 察 本 部 長 大 塚 尚

区 分		職 務 の 級	号 給
公 安 委 員 会	技 能 指 導 員	1 級	37 号 給
	警 察 安 全 相 談 員	1 級	33 号 給
	交 通 安 全 教 育 指 導 員	1 級	33 号 給
	交 通 事 務 補 助 員	1 級	23 号 給
	交 通 聴 聞 員	2 級	21 号 給
	交 番 相 談 員	1 級	23 号 給
	少 年 相 談 員	1 級	23 号 給
	少 年 補 導 職 員	1 級	37 号 給
	職 員 相 談 員	1 級	37 号 給
	ス ク ー ル サ ポ ー タ ー	1 級	15 号 給
	D N A 型 鑑 定 支 援 業 務 従 事 員	1 級	23 号 給
	鉄 砲 登 録 事 務 員	1 級	23 号 給
	遊 技 機 調 査 員	1 級	23 号 給
	補 助 事 務 員	1 級	1 号 給